

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

○ 保安林の指定予定

○ 保安林の指定の解除

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 道路の占用を制限する区域の指定

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

### 【選挙管理委員会】

選挙管理委員会

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 資金管理団体の指定取消し

### 【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

○ 警備業法に基づく検定

○ 土地収用の裁決手続の開始決定

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

〃

〃

地域課

〃

〃

生活安全企画課

〃

〃

収用委員会

〃

〃

〃

◎岡山県告示第四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社ワールドインテック

住 所 福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号

氏 名 代表取締役 伊井田栄吉

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 おかやまフオレストパークドイツの森

所在地 赤磐市仁堀中2006

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設	
種	類	10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設（ビール1-1）		10-ホ 飲料製造業の用に供する湯煮施設（ビール1-2）	
能	力	1 kL/h		1.32m <sup>3</sup>	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和3年3月1日		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和3年3月1日		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和3年3月1日		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続, 8時間のうち3時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.5	2.5	同左	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6		
	B O D (mg/L)	1,100	1,400		
	C O D (mg/L)	900	1,200		
	S S (mg/L)	1,000	1,300		
	油 分 (mg/L)	60	80		
	T-N (mg/L)	40	50		
	T-P (mg/L)	5	7		
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	0		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	ビール工場				
種 類 及 び 型 式	全地下式				
構 造	FRP				
主 要 寸 法	L12.0m×W3.6m×H3.37m				
能 力	5 m <sup>3</sup> /日				
処 理 の 方 法	担体流動接触ばっ気方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和3年3月1日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和3年3月1日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和3年3月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該汚水等の処理前後の汚水の状態及び通常量の最大値並びに通常量の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1	5	1	5
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	1,100	1,400	10	20
	COD (mg/L)	900	1,200	15	20
	S S (mg/L)	1,000	1,300	30	50
	油 分 (mg/L)	60	80	5	5
	T-N (mg/L)	40	50	10	20
	T-P (mg/L)	5	7	1.5	2
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	0	0	0	

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

(5) 排水口に関する事項  
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年1月29日から同年2月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

## ◎岡山県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

真庭市樫西字家ノ向六八六、六九〇から六九四まで

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

## ◎岡山県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

新見市上市字向ヒガ迫五三五一の一

### 二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

## ◎岡山県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
浅口市鴨方町地頭上字込山一三八七の二五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため



# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

◎岡山県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 一七九号
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町西屋字荒神谷口四九六番二地先から	新	一四・〇 一四・〇	三〇・〇
苦田郡鏡野町西屋字荒神谷口四九六番二地先から	旧	一四・〇	三〇・〇
苦田郡鏡野町女原字若子六番二地先まで	新	一四・〇 二七・五	三〇・〇
苦田郡鏡野町女原字若子六番二地先まで	旧	一四・〇	三〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

<p>新見市土橋字小シヨウズー一八番一地 先から 新見市土橋字小シヨウズー一〇八七番一地 先を経て 新見市土橋字加圧原一〇二五番一地 先ま で</p>	<p>新見市土橋字小シヨウズー一八番一地 先から 新見市土橋字加圧原一〇二五番一地 先ま で</p>	<p>新見市土橋字小シヨウズー一八番一地 先から 新見市土橋字小シヨウズー一〇八七番一地 先を経て 新見市土橋字加圧原一〇二五番一地 先ま で</p>
<p>旧</p>		<p>新</p>
<p>九・二 二八・二</p>	<p>四・二 一五・二</p>	<p>九・二 二八・二</p>
<p>四五〇・五</p>	<p>三九三・六</p>	<p>四五〇・五</p>

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

## ◎岡山県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一七九号	苫田郡鏡野町西屋字荒神谷口四九六番二地先から 苫田郡鏡野町女原字若子六番二地先まで	令和三年一月二十九日

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

## ◎岡山県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	一七九号	苫田郡鏡野町西屋字荒神谷口四九六番二地先から 苫田郡鏡野町女原字若子六番二地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和三年一月二十九日

令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

◎岡山県告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、新見都市計画下水道事業新見市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
新見市	新見都市計画下水道事業 新見市公共下水道	平成八年三月八日から 令和七年九月三十日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし

〔五〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）総社複合商業施設  
所在地 総社市中原字東原八〇六番一ほか  
届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 ダイワロイアル株式会社  
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号  
代表者の氏名 代表取締役 原田 健
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社エブライ  
住所 広島県福山市南蔵王町一丁目六番一一号  
代表者の氏名 代表取締役 岡崎 浩樹
- (2) 名称 ダイレックス株式会社  
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地  
代表者の氏名 代表取締役 多田 高志
- (3) 名称 株式会社イトウゴフク  
住所 岡山市南区千鳥町五番一号  
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 龍夫  
名称 株式会社大創産業  
住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号  
代表者の氏名 代表取締役 矢野 靖二
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和三年九月十五日

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
四千二百十六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 二百十台

(2) 駐輪場の収容台数 五十五台

(3) 荷さばき施設の面積 二百二十四平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 五十三・七立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一〜四 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設五〜六 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和三年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年一月二十九日から同年五月三十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

〔五一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日	番 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メートル)	道 路 の 延 長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三八号 令和三年一月十五日		高梁市成羽町下原四二七番四、四二七番四地先水路	四・〇〇	二五・一五



# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

〔五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市日古木字相之丁三〇―一、二九―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区津島桑の木町二―一津島桑の木県公社I棟二〇二号

木村 直登

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇九号

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

〔五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字下菅元一二三四一、一二三四一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一四二四一フオーチューン真壁A棟一〇二号室

藤村 浩一

三 許可番号

岡山県指令建指第一九六号

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和三年一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市南区第四支部

木口京子

吉岡秀夫

岡山市南区西紅陽台二一五八一五九四

○ 令和二・二二・一五

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

板垣正寿後援会

板垣正寿

板垣正寿

久米郡美咲町大坪和西一〇二四一七

令和二・二二・一七

外国人生活支援協会

森俊輔

森民子

赤磐市桜が丘東六一六一六一八

〃 二二・一

こやま泰生後援会

吉田充信

古山恵子

浅口郡里庄町新庄一四三三一

〃 二二・二四

角南よしお後援会

小谷一夫

角南久美子

美作市福本一七九一

〃 二二・二八

峠田一也後援会

児玉公治

神田優

新見市千屋花見一六二五

〃 二二・一七

林司朗後援会

林司朗

林司朗

〃 正田八一

〃 二二・二三

古川てるみつ後援会

有元充

古川香織

苫田郡鏡野町小座一三七四

〃 二二・二五

森元すえのぶ後援会

森元末信

森元利勝

美作市真加部一四〇一

〃 二二・一〇

有朋会

古山泰生

古山泰生

浅口郡里庄町新庄一四三三一

〃 二二・二四

吉村武司後援会

吉村武司

高橋雄大

備前市大内四五九一

〃 二二・一

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県岡山市第十八支部	二嶋 宣人	主たる事務所の所在地	岡山市北区西辛川六四〇―三	岡山市北区西辛川七〇六―二	令和二・一二・二三

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青山孝樹後援会	青山 孝樹	代表者の氏名	青山 孝樹	青山 義孝	令和二・一二・一六
池田道孝後援会	渡辺 昇	〃	渡辺 昇	弓取 佑輔	一二・二四
谷本有造後援会	響尾 滋	〃	響尾 滋	石黒 誠	一二・二一
長石ゆきお後援会	赤木 勇	政治団体の名称	長石ゆきお後援会	長石幸男後援会	一一・二一
〃	〃	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町円宗寺一二二九	苫田郡鏡野町円宗寺一三一五	〃
〃	〃	代表者の氏名	赤木 勇	池上 孝夫	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	小林 治之	池上 明志	〃
にしま宣人後援会	中山 潤	主たる事務所の所在地	岡山市北区西辛川六四〇―三	岡山市北区西辛川七〇六―二	一二・二三
はちやひろみ後援会	近常 俊彦	〃	〃 三門中町三一五	〃 津島西坂二―三一四一	一二・一五
原田謙介政治参画研究会	原田 謙介	公職の種類（第一号）	衆議院議員	参議院議員	一一・二四
〃	〃	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	原田 謙介、衆議院議員	原田 謙介、参議院議員	〃
〃	〃	主たる事務所の所在地	岡山市北区京町一三一五高田ビル一F	岡山市北区野田三一五―八安井ビル二〇	一二・二三

三号

水田大助後援会共に成る会	小田大助政治団体の名称	水田大助後援会共に成る会	水田大助後援会水心会
光吉ひとし後援会	櫻井邦紘 代表者の氏名	櫻井邦紘	植木俊司
森山幸治後援会	森山幸治 主たる事務所の所在地	岡山市北区表町一〇一五 二F	岡山市北区石関町一〇二八岸本第二ビル 令和元・八・一五
立憲フォーラムおかやま	高原俊彦	〃 〃 京町一三一五高田ビル一F	〃 〃 野田三一五八安井ビル二〇 令和二・一二・二三
			三階
			三

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

のむら昌平後援会

行本恭庸後援会

わかたび啓太後援会

代表者の氏名

野村悦子

行本緑

若旅啓太

解散年月日

令和二・一二・一六

〃 一二・一四

〃 一二・一〇

◎岡山県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和三年一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
古山泰生	岡山県議会議員	有朋会	浅口郡里庄町新庄一四三三一	令和二・一二・二四
森元末信	美作市議会議員	森元すえのぶ後援会	美作市真加部一四〇一一	〃 一二・一〇

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
 令和三年一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
原田謙介	原田謙介政治参画研究会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	令和二・一一・二四
森山幸治	森山幸治後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区京町一三一五高田ビル一F	岡山市北区野田三二五八安井ビル二〇三号	一二・二三
森山幸治	森山幸治後援会		表町一〇一五 二F	石関町一―二八岸本第二ビル 三階	令和元・八・一五

原田謙介 原田謙介政治参画研究会 公職の種類 衆議院議員 参議院議員 令和二・一一・二四

森山幸治 森山幸治後援会 主たる事務所の所在地 岡山市北区京町一三一五高田ビル一F 岡山市北区野田三二五八安井ビル二〇三号 一二・二三

森山幸治 森山幸治後援会 表町一〇一五 二F 石関町一―二八岸本第二ビル 三階 令和元・八・一五



◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。  
令和三年一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

若旅啓太

資金管理団体の名称

わかたび啓太後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和二・一二・一〇

◎岡山県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年一月二十九日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六号の表鬼ノ城交番の項の次に次のように加える。

総社西交番	総社市久代三八九五番地四	総社市のうち上原、富原、八代、下原、福谷、秦、久代、山田、新本
-------	--------------	---------------------------------

第十六号の表上原駐在所の項、久代駐在所の項及び新本駐在所の項を削る。

附則

この規則は、令和三年二月一日から施行する。

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

## ◎岡山県公安委員会告示第十四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和三年一月二十九日

岡山県公安委員会

### 一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（一級）	学科試験	令和三年四月三十日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部
	実技試験	令和三年五月二十二日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

### 二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

### 三 検定申請手続

#### 1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

1 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和三年三月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

## ◎岡山県公安委員会告示第十五号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和三年一月二十九日

岡山県公安委員会

### 一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（二級）	学科試験	令和三年四月三十日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部
	実技試験	令和三年五月二十九日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

### 二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

### 三 検定申請手続

#### 1 提出書類

- 所定の様式による検定申請書 一通
- 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

#### (3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地在県内であることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内であることを疎明する書類 一通

#### 2 提出先

- 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和三年三月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和三年一月二十九日

岡山県収用委員会

一 起業者の名称

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 赤羽 一嘉

右代理人

広島県広島市中区上八丁堀六番三〇号

中国地方整備局長 小平 卓

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（玉島・笠岡道路及び笠岡バイパス）

三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積 (㎡)		収用し、又は使用しよ うとする土 地の面積 (㎡)	摘要
	公簿	現況	公簿	実測		
岡山県笠岡市横島九番	山林	山林	二七八	不明	収用の部分 一一六・〇	収用し、又は使用しよ うとする土 は別図のとおり (別図は省略)
字瀬戸山及び一五七二番	山林	山林	三五九	不明	○ 使用の部分 九・二五	収用し、又は使用しよ うとする土 は別図のとおり (別図は省略)
不明 境界は 両番の ただし						



令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

四 土地所有者の氏名及び住所

一五六九番

大内 良一 岡山県笠岡市横島一二七二番地

一五七二番

不明 ただし、登記名義人（亡）萩原幸子相続人

萩原 勝 岡山県笠岡市横島一三二九番地

持分不明

萩原 秀則 岡山県笠岡市横島一三二九番地

持分不明

萩原 祐一 岡山県笠岡市横島一三二九番地

持分不明

T A G H I P O U R I A N M A S H I N C H I S H A H R A M

岡山県岡山市北区関西町七番一三―二号

岡西市営住宅七―一三番館二号

持分不明

タギプリヤンマシンチ 将貴

岡山県岡山市北区関西町九番一六号

岡西市営住宅九―一六番館三〇一号

持分不明

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年一月十九日

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和三年一月二十九日

岡山県収用委員会

## 一 起業者の名称

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 赤羽 一嘉

右代理人

広島県広島市中区上八丁堀六番三〇号

中国地方整備局長 小平 卓

## 二 事業の種類

一般国道二号改築工事（玉島・笠岡道路及び笠岡バイパス）

## 三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	摘要
	公簿	現況	公簿	実測		
岡山県笠岡市横島字瀬戸山	一五八	山林	一二三	一二四・四七	一二四・四七	収用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）

## 四 土地所有者の氏名及び住所

大内 良一 岡山県笠岡市横島一二七二番地

## 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

## 六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年一月十九日

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和三年一月二十九日

岡山県収用委員会

一 起業者の名称

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 赤羽 一嘉

右代理人

広島県広島市中区上八丁堀六番三〇号

中国地方整備局長 小平 卓

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（玉島・笠岡道路及び笠岡バイパス）

三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	摘要
		公簿	実測		
岡山県笠岡市横島二番	畑	二八二	二八二・三一	二	収用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）
岡山県笠岡市横島二番	山林	二八二	二八二・二	二	収用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）

四 土地所有者の氏名及び住所

大内 良一 岡山県笠岡市横島一二七二番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

中国電力ネット ワーク株式 会社	広島県広島市中区小町四 番三三号	賃借権	設定年月日不明
株式会社エネ ルギア・コミ ュニケーショ ンズ	広島県広島市中区大手町 二丁目一一番一〇号	使用貸借権	設定年月日不明

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年一月十九日

# 令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和三年一月二十九日

岡山県収用委員会

一 起業者の名称

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 赤羽 一嘉

右代理人

広島県広島市中区上八丁堀六番三〇号

中国地方整備局長 小平 卓

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（玉島・笠岡道路及び笠岡バイパス）

三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	岡山県笠岡市横島字瀬戸山	地番	一五六三番一	地目	公簿 山林 現況 山林	地積 (㎡)	公簿 二七四 実測 二七四・五二	収用し、又は使用しよ うとする土 地の面積 (㎡)	収用の部分 二・八三 使用の部分 二・〇三	収用し、又は使用しよ うとする土 地は別図の とおり（別 図は省略）	摘要
-----	--------------	----	--------	----	----------------------	--------	---------------------------	------------------------------------	--------------------------------	--	----

四 土地所有者の氏名及び住所

遠藤 信行 岡山県笠岡市横島一二二六番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

令和3年1月29日 岡山県公報 第12264号

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年一月十九日